

経済産業省

20240307官第6号

環境物品等の調達の推進を図るための方針を次のように定める。

令和6年4月1日

経済産業大臣 齋藤 健

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

第1．特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月22日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1．紙 類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製 クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポ ンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイ プ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり（液状）（補充用を含む。）	
のり（澱粉のり）	
（補充用を含む。）	
のり（固形）	
（補充用を含む。）	
のり（テープ）	
ファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム	
（台紙を含む。）	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	
窓付き封筒（紙製）	
けい紙	
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	
タックラベル	
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用カセット	
テープ印字機等用テープ	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	

チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
----------------------------	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機等 コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 （コピー機等は基準値1※を満たすもの）
プリンタ等 プリンタ プリンタ複合機	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
カートリッジ等 トナーカートリッジ インクカートリッジ	

※判断の基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

5. 電子計算機等

電子計算機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------	------------------------------

磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
記録用メディア	

6. オフィス機器等

シュレッダー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	
掛時計	
電子式卓上計算機	
電池 一次電池又は小形充電式電池	

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫等 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (電気冷蔵庫等は基準値1※を満たすもの)
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー 家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (業務用エアコンディショナーは基準値1を満たすもの)
ガスヒートポンプ式冷暖房機	

ストーブ	
------	--

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

11. 照明

照明器具 LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (LED 照明器具は基準値1を満たすもの)
ランプ 電球形 LED ランプ	

12. 自動車等

自動車 乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ及び乗用車用タイヤは基準値1を満たすもの)
タイヤ 乗用車用タイヤ	
エンジン油 2サイクルエンジン油	

13. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン等 カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (タイルカーペットは基準値1を満たすもの)
カーペット タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット	
毛布等 毛布 ふとん	
ベッド ベッドフレーム マットレス	

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17. その他繊維製品

テント・シート類 集会用テント ブルーシート	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
防球ネット	
旗・のぼり・幕類 旗 のぼり 幕	
モップ	

18. 設備

太陽光発電システム (公共・産業用) 太陽熱利用システム (公共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機	調達の予定はない。
---	-----------

節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
テレワーク用ライセンス Web 会議システム	判断の基準を満たす１０システムを調達予定。

１９．災害備蓄用品

災害備蓄用品（飲料水） 災害備蓄用飲料水	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
災害備蓄用品（食料） アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品	
災害備蓄用品（生活用品・資材等） 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	

２０．公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満たす物を使用するものとする。 なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。
------	---

２１．役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。

自動車整備	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
庁舎管理等 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除	
輸配送	
旅客輸送（自動車） 旅客輸送	
小売業務 庁舎等において営業を行う 小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
自動販売機設置 飲料自動販売機設置	
引越輸送	
会議運営	
印刷機能等提供業務	

２２．ゴミ袋

プラスチック製ゴミ袋	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
------------	------------------------------

第2．特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

役務

(1) 建築物の新築・改修（外注を含む）

[判断の基準]

- 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法第53号）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を満たすこととする。
- 硬質ポリウレタンフォーム用原液（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅の工場現場において断熱材の成形のために用いられるものに限る。）を使用する際には、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第12条第1項及び第14条の規定に基づく硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断基準に規定する環境影響度の目標値（100）を上回らないようにすること。

(2) 冷凍空調機器の修理・廃棄

[判断の基準]

- 冷媒の充填・回収が的確に行われた確認を行うため、第一種特定製品に係る充填証明書及び回収証明書については、法令上（注1）定められた電子情報処理組織を使用すること。
- 冷媒用CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）を法令上（注2）定められた充填・回収・処理する者に委託すること。
- 回収した冷媒の処理が的確に行われた確認のため、再利用（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく第一種特定製品に係る冷媒の処理にあつては、再生）又は破壊を証した書面（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく第一種特定製品に係る冷媒の処理にあつては、再生証明書又は破壊証明書）を経済産業省あて提出すること。

(注1)

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
法第37条第4項及び第38条に定める充填証明書
法第39条第6項及び第40条に定める回収証明書

(注2)

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
法第27条第1項に定める第一種フロン類充填回収業者
- ・特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
法第4条に定める製造業者等

[目標の立て方]

- 当該年度に修理・廃棄（フロン回収を行わなければならない場合に限る。）する冷凍空調機器（台数）に占める基準を満たした回収・処理が行われた修理・廃棄の台数の割合とする。

〔調達目標〕

○調達を実施する場合は、調達目標は１００パーセントとする。

第3．その他環境物品等の調達の推進等に関する事項

- 1．省内にグリーン調達のための体制を引き続き設ける。本体制は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第5条の「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年12月22日変更閣議決定）5．（2）の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「グリーン契約」という。）を推進するための体制を兼ねるものとする。体制概要は別紙のとおり。
- 2．本調達方針はすべての部局を対象とする。
- 3．自動車を使った物品の納入及び役務提供に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 4．環境負荷低減の規定を含む日本産業規格がある場合は、当該規格を満たす物品の調達を考慮する。
- 5．エコマーク、エコリーフ、カーボンフットプリント、カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット、カーボン・オフセット認証、などのマーク・ラベルの表示を行っている物品の調達を考慮する。また、製品の温室効果ガス排出量について、国が策定したガイドラインに準拠した算定・開示、カーボン・オフセット、削減貢献量の定量化等を行う事業者の取組状況を踏まえつつ、より環境負荷の小さい物品・環境負荷の低減に資する物品の調達の仕組みを検討する。
- 6．環境物品等の調達にあたっては、JISマーク等により基準への適合根拠を示すなど、事業者による信頼性確保に向けた取組を考慮する。
- 7．役務の調達にあたっては、事業者の環境管理やエネルギー管理の促進に向けた取組であるISO14001（環境マネジメントシステム）又はISO50001（エネルギーマネジメントシステム）の認証取得を考慮する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

経済産業省グリーン調達及びグリーン契約推進体制

1. グリーン調達及びグリーン契約推進本部

本部長	官房長
副本部長	産業技術環境局長
本部員	経済産業政策局長
	地域経済産業グループ長
	通商政策局長
	貿易経済協力局長
	製造産業局長
	商務情報政策局長
	商務・サービス審議官
	技術総括・保安審議官
	資源エネルギー庁長官
	特許庁長官
	中小企業庁長官

(事務局 大臣官房会計課、産業技術環境局環境政策課)

2. グリーン調達及びグリーン契約推進連絡会議

主宰者	大臣官房会計課長、産業技術環境局環境政策課長
構成員	経済産業政策局地域経済産業グループ地方調整室長
	資源エネルギー庁長官官房総務課長
	特許庁総務部会計課長
	中小企業庁長官官房総務課長

(事務局 大臣官房会計課、産業技術環境局環境政策課)